

税務訴訟資料 第264号－15（順号12396）

最高裁判所（第二小法廷）平成●●年（〇〇）第●●号、平成●●年（〇〇）第●●号 課税処分取消等請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国（八幡税務署長）

平成26年1月24日棄却・不受理・確定

（控訴審・福岡高等裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成25年8月8日判決、本資料263号－147・順号12271）

（第一審・福岡地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成25年3月12日判決、本資料263号－38・順号12162）

決 定

上告人兼申立人 有限会社A

同代表者代表取締役 甲

被上告人兼相手方 国

同代表者法務大臣 谷垣 禎一

同指定代理人 平田 理

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

平成26年1月24日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 小貫 芳信

裁判官 千葉 勝美

裁判官 鬼丸 かおる

裁判官 山本 庸幸

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。